

内閣参質一七七第二二三三号

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員小熊慎司君提出東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小熊慎司君提出東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「選挙期日の延期期限の更なる延長」及び「告示日から選挙期日までの期間を市町村の実情に合わせて確保できる措置」については、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を平成二十三年十二月三十一日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日を現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにすることを内容とする衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出の東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案が、現在、国会において審議されているところであり、政府として見解を示すことは差し控えたい。なお、政府としては、関係地方公共団体において、遠隔地等に避難している住民の選挙への参加の確保その他選挙を適正に行うことができる環境ができる限り早期に整うよう、十分な支援を行つてまいりたい。

